# 研究発表大会および学会誌の企画運営と論文審査に関する規程

第１条（目的）

本規程は、研究発表大会の企画運営、学会誌の企画編集、論文審査を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

第２条（委員会の設置と役割）

１，理事会の下部機構として、次にかかげる二つの委員会を置く。

（１）研究発表大会実行委員会

（２）学会誌編集・論文審査委員会

２，研究発表大会実行委員会は、研究発表大会の企画および運営を行う。

３，学会誌編集・論文審査委員会は、学会誌の企画および編集を行う。

４，学会誌編集・論文審査委員会は、次にかがける事項の審査を行い、理事会に報告する。

（１）研究発表大会の「発表要旨」、「予稿原稿」等および研究発表大会での報告の適否

（２）「学会誌掲載候補原稿」および学会誌への掲載の適否

第３条（研究発表大会の企画運営と審査）

１，研究発表大会実行委員会は、研究発表大会を企画し、大会のプログラム、発表予定者数、発表候補者と「発表要旨」、「予稿原稿」等を学会誌編集・論文審査委員会に提出し学会誌編集・論文審査委員会に審査を依頼する。

２，学会誌編集・論文審査委員会は、第５条に定める研究発表大会での「発表要旨」および「予稿原稿」の審査基準」に基づき、「発表要旨」、「予稿原稿」等を審査し、研究発表大会での報告の適否について審査し、理事会に報告する。

３，理事会は、学会誌編集・論文審査委員会の報告に基づき、会議を開きまたは持ち回りで必要な審査を行い、報告の 適否について最終決定し、研究発表大会実行委員会に指示する。

４，研究発表大会実行委員会は、採否の決定を、遅滞なく、本人に通知する。

第４条（学会誌の企画編集と審査）

１．学会誌編集・論文審査委員会は、第６条に定める「学会誌掲載論文審査基準」に基づき、学会誌掲載候補原稿を審査し、学会誌への掲載の適否について審査し、理事会に報告する。

２，理事会は、学会誌編集・論文審査委員会の報告に基づき、会議を開きまたは持ち回りで必要な審査を行い、学会誌 への掲載の適否について最終決定し、学会誌編集・論文審査委員会に指示する。

３，学会誌編集・論文審査委員会は、採否の決定を、遅滞なく、本人に通知する。

第５条（研究発表大会での「発表要旨」および「予稿原稿」の審査基準）

１，研究発表大会での報告の適否については、次にかかげる事項を総合的に考慮のうえ、報告の適否を決定する。

①経営倫理に関わるテーマであること

②統一論題または社会の関心にこたえるものであること

③学会の研究水準の維持・向上に資するものであること

④著作権、プライバシーもしくは営業秘密を侵害せず、また法令に違反するものでないこと

⑤新規研究者の発掘、育成に資するものであること

⑥その他理事会が定める当該年度の特別の条件を具備していること

２，学会からの発表依頼者、研究部会からの発表推薦者、一般発表希望者の数、学会の会場と日程とスケジュール等 を考慮して決定した当該年度の大会発表者総数枠の範囲におさまるよう研究発表者の数、発表時間等を

調整するものとする。

第６条（学会誌掲載論文の募集と審査基準）

１，研究発表大会での報告者は､学会誌掲載候補者となり、研究報告内容を「学術論文」として取り纏め（学会誌掲 載候補原稿という)、学会誌への掲載を申請することができる。

２，学会誌編集・論文審査委員会は、必要に応じて、コール・フォー・ペーパー（ＣＦＰ）方式で、学会員に対して学会誌掲載論文を公募することができる。ＣＦＰ方式の運用については、別途定められた「ＣＦＰ方式での論文募集に関する内規」に従うものとする。

３，学会誌編集・論文審査委員会は学会誌掲載候補原稿等について、次にかかげる事項を総合的に考慮のうえ、学会誌への掲載の適否を決定する。－

①経営倫理に関わるテーマであること

②学術専門誌である学会誌に掲載する学会報告として適切なものであること

③学会の研究水準の維持・向上に資するものであること

④学術論文としての形式（学会誌論文執筆基準をいう）と内容（独創性、証明・論理性、実践性をいう）を具備して いること

⑤学会誌編集・論文審査委員会が審査を委嘱する査読者の助言・指導による訂正を受け入れること

⑥著作権、プライバシーもしくは営業秘密を侵害せず、また法令に違反するものでないこと

⑦その他、理事会が定める当該年度の特別の条件を具備していること

４，学会誌編集・論文審査委員会は、研究発表大会報告者、学会からの投稿依頼者の数、学会誌の許容総頁数および許容費用等を総合的に考慮して決定した学会誌の総頁枠の範囲におさまるよう、学会誌の掲載論文の数および頁数 を調整するものとする。

５，投稿論文は未発表論文に限る。

６，学会誌編集・論文審査委員会は、学会誌掲載を適当と認められた論文のうち、学術論文とは性格を異にするが、政策的もしくは実践的に意義のある主張や提言等がなされているものを、学会誌の「論説」欄に掲載することにつき、理事会に諮ることができる。

７，学会誌編集・論文審査委員会は、学会誌掲載を適当と認められた論文のうち、学術的論文としては未完成の研究覚書、調査研究継続中の考察、資料的価値の高いもの等を学会誌の「研究ノート」欄に掲載することにつき、理事会に諮ることができる。

第７条（学会誌編集・論文審査委員会の審査手続）

学会誌編集・論文審査委員会の審査は次にかかげる手続きによる。

①学会誌編集・論文審査委員会は、原則として、研究発表大会の「発表要旨」､「予稿原稿」等、および学会誌掲載候補原稿等の査読者２名を指名し、審査を委嘱する。

②学会誌編集・論文審査委員会が必要と認めたときは、当学会内外の専門家を査読者に指名し審査することができる。

③査読者は、研究発表大会での報告の適否または学会誌への掲載の適否等について審査し､研究発表または学会誌掲載の不適当なものについては、その理由を明示の上、学会誌編集・論文審査委員会に報告する。

④学会誌編集・論文審査委員会は､審査結果報告に基づき、研究発表大会での報告の適否または学会誌への掲載の適否について審議決定し、理事会に報告する。

第８条（学会誌の著作権及び二次利用等）

１，学会誌に掲載された論文等の著作権は日本経営倫理学会に帰属するものとする。

2，学会誌に掲載された論文等の二次利用に当たっては、学会が別に指定する二次利用申請書に必要事項を記載の上、申請するものとし、次の通り扱うものとする..

（1） 事務局は当該申請に受付番号を付し記録・保管する。

但し、特段の事情がある場合、受理しないことがある。この場合、受付番号は付与されない。同様に特段の事情がある場合、付与番号を取り消すことがある。

3. 事務局は申請書を受理した場合、その申請書に受付日、受付番号を付し保管する。申請者には事務局より付された受付番号を通知するものとし、この通知をもって著作権の二次利用の許諾をしたものと扱われるものとする。

第９条（事務局）

本規程の運営に関する事務は、学会事務局が行う。第１０条（改正） 本規程の改正は、学会誌編集・論文審査委員会の議を経て、理事会が行う。

附則 1，この規程は、平成１６年１０月２３日から施行する。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

施行年月日 平成１６年１０月２３日

改正年月日 平成２３年１２月 3日

平成２４年１２月１５日

平成３１年 1月２６日

平成３１年 3月 2日

令和 5年 6月 10 日